



企業法務ニュースレター

F&Partners 司法書士法人

平成22年8月号

1. はじめに

みなさんこんにちは、司法書士の北詰健太郎です。このニュースレターは企業法務に関するテーマについて、取り上げさせていただいております。

8月に入って晴天が続いていますね。日差しは強いですが、負けなくらい仕事に情熱を燃やしていきます！！

2. 今回のテーマ

今回のテーマは「**内容証明郵便の威力**」についてです。

内容証明郵便は弁護士さんをテーマにしたドラマなんかでも最近よく登場しますので、ご存知の方も多いと思います。郵便局が送った手紙の内容を証明してくれる郵便ですね。

3. 内容証明郵便の効果

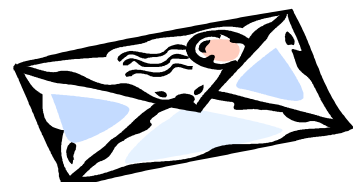
売掛金回収のシーンでは、最初にこの郵便を相手方に送ることが多いです。この郵便の効果としては以下のようなものがあります。

1. 証拠になる

郵便局がその内容を証明してくれますので、もし仮に裁判などにもつれ込んだときなどに証拠として使うことができます。また内容証明郵便を送るときに配達証明付で送れば、相手にしっかり内容証明郵便が届いたことがわかりますので後から「届いてないよ」と言われることも防げますね。

2. 相手の意識が変わる

電話をしても「払う！払う！」と言うもののいつまでも払ってくれない相手でも、内容証明郵便を送れば本気度が伝わって態度が変わることがあります。特に我々のような法律専門家の名前で送ると態度が変わることが多いですね。



4. まとめ

内容証明郵便それ自体は手紙と一緒に送るので、即強制執行が出来る様になるという様なものではありません。ただそれほど受け取ることが多い郵便ではないので、相手にそれなりのプレッシャーをかけることは出来ると思います。

請求しているのになかなか払ってくれないというときは、これを活用することも考えてみましょう！費用は通常であれば数千円で済みます。文字数等に決まりがありますので、事前にインターネットなどで確認してから作成しましょう！

著者紹介



氏名：北詰健太郎
資格：司法書士
学歴：同志社大学 法学部卒
専門：企業法務
備考：NPO法人同志社大学
産学連携支援ネットワーク会
員。

事務所紹介

司法書士法人F&Partners

大阪事務所：大阪市中央区内本町一丁目1番1号 OCTビル3階

京都事務所：京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623番地

滋賀事務所：滋賀県草津市大路一丁目1番1号エルティ 932-113

Tel.06-6944-5335 Fax06-6944-5336

E-Mail f-office@256.co.jp

HP <http://www.kigyohoumunavi.com/>

大阪：特定社員 濱口 光博 簡裁代理認定番号第612364号

京都：特定社員 藤巻 米隆 簡裁代理認定番号第313089号

滋賀：特定社員 山下富美夫 簡裁代理認定番号第313134号

ご注意：このニュースレターの情報はその内容の正確性・妥当性の確保に務めていますが、それを保証するものではありません。このニュースレターの情報をご利用になられたことによって生じたいかなる損害につきましても、弊事務所は一切の責任を負いませんのでご注意ください。法律相談は司法書士法第3条に定める範囲に限ります。